

## 1.寄付行為全文

設立許可 昭和 11 年 8 月 28 日蔵文第 110 号  
変更認可 昭和 43 年 6 月 22 日蔵文第 089 号  
昭和 46 年 12 月 28 日蔵文第 879 号  
昭和 47 年 3 月 31 日蔵文第 234 号  
昭和 49 年 4 月 30 日蔵文第 188 号  
昭和 57 年 2 月 20 日蔵文第 130 号  
平成 5 年 6 月 25 日蔵文第 174 号  
平成 9 年 12 月 1 日蔵文第 367 号  
平成 11 年 9 月 7 日蔵文第 340 号

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、財団法人大蔵財務協会(以下「本財団」という。)と称する。

#### (事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区三番町 30 番地 2 に置く。  
2 本財団は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

#### (目的)

第3条 本財団は、財務行政の改良発達に寄与し併せて財務に従事する職員又は職員であった者若しくは其の遺族の福祉を増進することを目的とする。

#### (事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。  
一 財務行政に関する調査研究  
二 財務行政に関する啓蒙普及  
三 財務行政に従事する職員等の福利厚生  
四 その他前条の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第5条 本財団の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。  
一 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産  
二 寄附金品  
三 資産から生ずる果実  
四 事業に伴う収入  
五 その他の収入

#### (資産の区分)

第6条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。  
2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

#### (基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会において、理事総数の4分の3以上の決議及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

#### (資産の管理)

第8条 本財団の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、理事長がこれを管理する。

2 基本財産のうち、現金は、郵政官署又は銀行に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、あるいは国公債等確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。

#### (経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

#### (事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の決議及び評議員会の同意を経て、毎事業年度開始の日から三月以内にこれを主務官庁に提出しなければならない。

2 事業年度の途中において、事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

#### (暫定予算)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び収支決算)

第12条 本財団の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、あらかじめ監事の監査を経、かつ、理事会の決議及び評議員会の同意を経て、毎事業年度終了の日から三月以内にこれを主務官庁に提出しなければならない。

#### (長期借入金)

第13条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、理事会において、理事総数の3分の2以上の決議及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁に届け出なければならない。

#### (事業年度)

第14条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

#### (役員の種類)

第15条 本財団に次の役員を置く。

理 事 6名以上9名以内

うち 理事長 1名

常務理事 1名

監 事 1名又は2名

#### (役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会においてこれを選任する。

2 理事長、及び常務理事は、理事の互選によりこれを選任する。

理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

#### (役員の職務)

- 第 17 条 理事長は、本財団を統轄し、本財団を代表する。
- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、必要な事項を審議する。
- 4 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

#### (役員の任期)

- 第 18 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 増員又は補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

- 第 19 条 役員が、本財団の名誉をき損し、又は本財団の目的に反する行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の3分の2以上の決議により、その役員を解任することができる。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その役員に理事会及び評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬)

- 第 20 条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支払うことができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

### 第4章 評議員

#### (評議員)

- 第 21 条 本財団に評議員6名以上9名以内を置く
- 2 評議員は、理事会において選任する。
- 3 評議員には、第 18 条から第 20 条までの規定を準用する。この場合、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

### 第5章 顧問及び相談役

#### (顧問及び相談役)

- 第 22 条 本財団に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、毎年度理事会及び評議員会の推薦により理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本財団の業務運営上の重要な事項について、理事長の諮問に応じ助言する。

### 第6章 参与

#### (参与)

- 第 23 条 本財団に、参与若干名を置くことができる。
- 2 参与は、毎年度理事会及び評議員会の推薦により理事長がこれを委嘱する。
- 3 参与は、理事長の命を受け、本財団の業務の円滑な遂行に当たるものとする。
- 4 前3項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 第7章 事務局

### (事務局)

- 第24条 本財団の事務を処理するため、事務局を設ける。
- 事務局には、所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。
  - 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

### (帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

- 第25条 主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えておかななければならない。ただし、第1号、第2号及び第7号に掲げる書類については最新版を、第5号及び第8号に掲げる書類については5年間分を備えて置くものとする。
- 寄附行為
  - 理事、監事、評議員、顧問、相談役、参与及び職員の名簿及び履歴書
  - 許認可等及び登記に関する書類
  - 会議の議事録
  - 事業報告書及び収支計算書
  - 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - 事業計画書及び収支予算書
  - 正味財産増減計算書(又は損益計算書)、貸借対照表及び財産目録
  - その他必要な帳簿及び書類等
- 2 前項第1号、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類並びに役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

## 第8章 会議

### (会議の種類)

- 第26条 会議は、理事会及び評議員会とする。

### (会議の招集)

- 第27条 会議は、理事長がこれを招集する。
- 会議は、理事長が必要と認めるとき、又は会議の構成員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、その会議を招集しなければならない。
  - 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### (会議の議長)

- 第28条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。
- 評議員会の議長は、評議員の互選により選任する。

### (会議の定足数)

- 第29条 会議は、それぞれ理事又は評議員の過半数が出席しなければ、これを開会することができない。

### (議決)

- 第30条 会議の議事は、この寄附行為に別段の定めがあるものを除き、出席理事又は評議員の過半数をもってこれを決する。
- 可否同数のときは、議長がこれを決する。

### (欠席者の表決)

- 第31条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項に限り、書面をもって表決

- し、又は他の理事若しくは評議員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事又は評議員は出席したものとみなす。

#### (書面による表決)

第 32 条 理事長は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、会議に代えることができる。

#### (会議の議事録)

- 第 33 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 一 日時及び場所
  - 二 理事又は評議員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
  - 三 開催目的、審議事項及び議決事項
  - 四 議事の経過の概要及びその結果
  - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

#### (理事会の付議事項)

第 34 条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがあるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を決議し、執行する。

#### (評議員会の付議事項)

第 35 条 評議員会は、この寄附行為に別段の定めがあるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

### 第9章 寄附行為の変更及び解散

#### (寄附行為の変更)

第 36 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得なければならない。

#### (解 散)

第 37 条 本財団を解散しようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の4分の3以上の決議を得なければならない。

#### (残余財産の処分)

第 38 条 本財団が解散した場合の残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本財団と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

### 第10章 雑 則

#### (細 則)

第 39 条 この寄附行為の施行に必要な細目は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

#### 附則

- 1 この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日(平成11年9月7日)から施行する。
- 2 この寄附行為の変更の施行の際現に役員である者は、この寄附行為の変更の施行の日(以下「施行日」という。)に変更後の寄附行為(以下「新寄附行為」という。)第16条第1項の規定により選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新寄附行為第18条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における変更前の寄附行為(以下「旧寄附行為」という。)第12条第1項の規定による役員の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この寄附行為の変更の施行の際現に評議員である者は、施行日に新寄附行為第21条第2項の規定により選任されたもの

とみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新寄附行為第 21 条第 3 項の規定により準用する新寄附行為第 18 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 12 年 6 月 30 日までとする。

- 4 この寄附行為の変更の施行の際現に顧問及び相談役である者は、施行日に新寄附行為第 22 条第 1 項の規定により委嘱されたものとみなす。

